

# 奈良県動物愛護管理推進計画 (第2次計画中間見直し)



令和 年 月

奈良県

# 目次

## はじめに

### 第1 計画の基本的事項

- 1 計画の位置づけ
- 2 計画の期間及び見直し
- 3 見直しの考え方
- 4 基本理念

### 第2 人と動物の共生する社会の実現に向けて

- 1 奈良県の役割
- 2 市町村の役割
- 3 所有者の役割
- 4 動物取扱業者の役割
- 5 県民の役割
- 6 動物愛護団体、ボランティア、関係団体等の役割

### 第3 第1次計画における取組状況と課題

- 1 所有者の動物への責任、社会に対する責任の徹底
- 2 動物愛護センターにおける動物の適正な取扱い
- 3 教育機関との連携システムの構築
- 4 地域社会への啓発と協働体制の推進
- 5 動物取扱業の適正化、社会的責任の徹底
- 6 実験動物、産業動物への責任の徹底
- 7 県民と動物の安全の確保

### 第4 第2次計画における施策体系及び施策

- 1 動物の適正な飼養及び管理の促進
  - [施策1-1] 犬の登録・狂犬病予防注射の徹底
  - [施策1-2] 所有者明示(個体識別)の推進
  - [施策1-3] 適正飼養、繁殖制限及び終生飼養の普及啓発の推進
  - [施策1-4] 飼い主のいない猫を減少させる取組の実施
  - [施策1-5] 収容された犬猫の譲渡の促進
  - [施策1-6] 動物による危害の発生防止
  - [施策1-7] 動物取扱業者への監視指導の徹底
  - [施策1-8] 動物取扱業者による飼養者への啓発指導の推進
  - [施策1-9] 実験動物及び産業動物における管理の適正化の徹底
- 2 動物の愛護及び管理に関する普及啓発
  - [施策2-1] 動物愛護センターを活用した体験学習の実施

- [施策2-2] 「いのちの教育プログラム」の展開
- 3 災害時における動物の適正な飼養及び保管
  - [施策3-1] 人とペットの災害対策ガイドラインの作成
  - [施策3-2] 動物の災害対策に関する啓発物品の作成・配布、研修会の実施
- 4 行政機関、民間団体等との協力体制の構築
  - [施策4-1] ボランティアの育成、支援体制の構築
  - [施策4-2] 関係機関との連携

## 第5 第2次計画の評価指標及び数値目標

- 指標1 犬猫の引取り数
- 指標2 犬猫の殺処分数
- 指標3 犬猫の苦情数

はじめに

動物は、家庭でも、畜産でも、実験動物においても、実に多くの恩恵を人に与えてくれます。現代社会特有のストレスを抱える人には心の癒やしを、成長期にある子どもの情操教育への良い影響など、多くの飼い主が、ただ、「飼う」のではなく、「家族の一員」、「一緒に暮らす」、「共に生きる」という実感を持っていると推察します。また、動物は、人にとって卵、牛乳や食肉などの貴重なタンパク源であったり、医学にとって欠かせないデータを生み出したりと様々です。

そして動物から多くの恩恵を受ける人は、大きな責任を負っています。それは、「動物に対する責任」と「社会に対する責任」です。

人間のために動物をむやみに苦しめてはいけません。家庭動物の場合は、その動物が命を終えるまで寄り添う、終生飼養が所有者に求められます。同様に、動物のために人間が苦しんでもいけません。特に、家庭動物が家族の一員であるならば、その一員が周辺の方々に迷惑をかけないという当然のマナーが家族としての所有者や管理者に求められます。

この責任に対する自覚を欠いて動物と関わることで、様々な問題を引き起こしています。鳴き声や臭気などで周辺に迷惑をかけ地域との調和が失われれば、動物にも社会にも良いことはありません。本県では、共に過ごす年月がその動物にも、飼い主にも、地域の方々にとっても、快適で喜びに満ちたものになることが何よりも大切だと考えています。

こうした考えのもと、平成 20 年 2 月に奈良県動物愛護管理推進計画を策定し、平成 30 年 3 月には奈良県動物愛護管理推進計画（第 2 次計画）として改定し、動物の愛護及び管理の推進を図り、計画に列挙した施策の推進や目標の達成に努めてまいりました。

令和 5 年 3 月に、第 2 次計画の期間 10 年のうち中間である 5 年を経過したことに伴い、見直しました。新たな目標の下、今後も県・市町村・関係団体・県民が連携し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指してまいります。

令和 年 月  
奈良県

# 第1 計画の基本的事項

## 1 計画の位置づけ

県では動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第104号）（以下「動物愛護管理法」という。）第5条に基づき、平成18年10月に国が示した動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成18年環境省告示第140号）（以下「基本指針」という。）に即して、県の実情を踏まえ、動物の愛護及び管理に関する本県の動物愛護管理行政の基本的な方向性を明確化し、統一的に施策を遂行すること等を目的とし、平成20年2月に奈良県動物愛護管理推進計画（以下「第1次計画」という。）を策定しました。

その後、平成25年の基本指針改正に即しても、この目的を維持しながら平成30年3月に奈良県動物愛護管理推進計画（第2次計画）（以下「第2次計画」という。）として改定し、現在これに基づき施策を進めているところです。

## 2 計画の期間及び見直し

- 第1次計画の期間（平成20年度～平成29年度）
- 第2次計画の期間（平成30年度～令和9年度）

第2次計画では、状況の変化に対応するため、策定後、概ね5年後に見直しを行うこととしており、令和5年度に見直しを行いました。

## 3 見直しの考え方

第2次計画では、第1次計画での取組を検証し、第1次計画後の10年間に取り組むべき課題を整理し、施策体系を第1次計画での7本の柱から、①動物の適正な飼養及び管理の促進、②動物の愛護及び管理に関する普及啓発、③災害時における動物の適正な飼養及び保管、④行政機関、民間団体等との協力体制の構築の4本の柱に再構成しました。

多様な主体の参加を広く得ることで、第1次計画に引き続き、「人と動物の共生する社会の実現」を図る計画としており、具体的にはこの計画に基づく15の施策を「動物と楽しく暮らせるみんなの街づくり」として効果的に展開していき、多様な意見、情報及び専門的知識を把握するとともに、動物愛護管理に関わる様々な主体に共通の行動指針となるよう努めました。

今回、第2次計画の見直しにあたり、これらの基本的な施策体系、目的を維持しつつ、これまでの5年間の取組を検証し、計画の修正及び追加等を行いました。具体的な追加及び変更内容は以下とおりです。

- 令和元年の動物愛護管理法改正及び令和2年の基本方針改正を反映し、見直しを行いました。
- 記載内容が不十分だった部分について、より詳細な説明を追加しました。
- 第2次計画の評価指標は、全施策の総合的評価の指標であることから、施策の途中記載から計画の最終段にまとめました。
- 評価指標について、令和9年度までの新たな数値目標を設定しました。
- 「第4 第2次計画における施策体系及び施策」における各施策について、構成を見直し「現状及び必要性」「取組施策」「統計データ等現状説明」の順に並び替え、分かりやすくしました。
- グラフ、表などの統計データは、令和4年度分までを追加又は、令和4年度データとしました。

#### 4 基本理念

○ 動物の愛護

動物の命の尊厳を守ることを通じて、社会における生命尊重の涵養を図る。

○ 動物の管理

動物の適正な管理による、動物が人の生命、身体又は財産を侵害することのない社会を実現する。

○ 合意形成

動物の愛護及び管理に関する県民合意を形成する。

## 第2 人と動物の共生する社会の実現に向けて

人と動物の共生する社会の実現には、所有者が「動物への責任」を果たすこと、さらに、その飼養に関わり「社会に対する責任」を果たすことが必要です。しかし、飼養動物に関する苦情、相談内容の多くは、所有者の飼養マナーの欠如や適正飼養に関する知識の不足から起こる近隣への迷惑行為等地域に密着したトラブルです。人と動物の共生する社会の実現とは、こういったトラブルのない動物と楽しく暮らせるみんなの街をつくることです。

動物の飼養を始めるに当たって十分な準備をしなかったが為に、こんなはずではなかったという事態に陥る飼い主も多く、これが進行して、劣悪な環境での多頭飼養や飼育放棄、遺棄などの虐待事例へ至る例も少なくありません。

このような数多くの課題に対して、県、市町村、動物愛護団体等をはじめ、多くの主体が関わって、論議し、協働作業することによって、最終的に県民の合意による「動物と楽しく暮らせるみんなの街づくり」を実行してまいります。

本計画を適用する地域は県全域であり、中核市である奈良市においては、奈良市が本計画に基づき又は準じて実施します。

### 1 奈良県の役割

県は、動物の保護・収容・返還・譲渡、及び殺処分、動物取扱業の登録と監視指導、特定動物の飼養保管許可の他、動物由来感染症対策、人とペットの災害対策等の総合的な動物愛護管理に関する普及啓発、施策を受け持っております。

また、動物愛護管理施策の総合的推進拠点である中和保健所動物愛護センター（以下、動物愛護センター）が核となり、市町村が実施する多くの動物に関わる施策や、各種の動物愛護団体、NPO、ボランティア等による地域に根ざした活動を県内全域で実施されるように支援しながら、本計画の着実な推進を図る役割を果たしていく責務があります。

### 2 市町村の役割

市町村には、犬の登録の実施率の向上等、狂犬病予防体制の維持強化にあたりとともに、不適正な多数の動物の飼養による周辺的生活環境の侵害を防ぐなど、地域社会に密着した事例について、県と協力・連携して、その改善を図っていく責務があります。さらに、人と動物の共生する社会の実現に向け市町村の果たす役割は大きく、地域住民へのきめ細かな取組が重要です。

また、それぞれの地域における動物愛護管理の担い手の活動支援や、身近な広報誌やネットワークを用いて、所有者への社会的責任の啓発や、地域住民への動物に関する理解促進といった重要な役割があります。

なお、中核市である奈良市は、県と同様、これらに加えて動物の保護・収容・返還・譲渡及び殺処分、動物取扱業の登録と監視指導、特定動物の飼養保管許可の他、動物由来感染症対策、人とペットの災害対策等の総合的な動物愛護管理に関わる施策も受け持っております。

### 3 所有者の役割

人と動物の共生する社会の実現に向けて、動物を飼養する所有者が果たすべき役割とは、関係法令や地域社会のルールを遵守し、動物の生理、生態、習性を考慮して生涯にわたり愛情と責任を持って適正に飼養するという責務を果たすことです。本県が推進する動物愛護管理行政の三原則である、適正飼養、繁殖制限及び終生飼養を十分に理解し実践すること、また、動物に対して抱く意識及び感情は千差万別であり、考え方は多様であることを前提に、飼養動物が地域の一員として受け入れられるよう、地域社会の調和も考えて主体的に行動していくことが求められます。

### 4 動物取扱業者の役割

動物取扱業者は、動物のプロフェッショナルとしての自覚に基づき、健康な動物を適正に保管、提供するとともに、動物愛護管理法に基づき、購入者に対し、終生飼養及び適正飼養に関する正しい知識の普及に努め、所有者責務の浸透を図るなど社会的役割を担っています。また、動物取扱業者は自己も所有者の一人であり、動物の所有者としての模範となるように、常に県民からの視線を十分に意識し、動物取扱業界の健全な発展に寄与しなければなりません。

### 5 県民の役割

人と動物の共生する社会の実現は、動物からの危害をなくす、動物に危害を加えないという、人と動物にとって安らかで心豊かな社会づくりを大前提としています。

「私は、動物を飼養していないから関係がない」と無関心になることなく、人と動物との関わりの問題と捉え、動物を飼養している方や動物取扱業者に対して関心を持ち、問題意識を共有することで、間接的に動物、地域、社会全体とつながりながら心豊かな社会づくりに協力することが求められます。

### 6 動物愛護団体、ボランティア、関係団体等の役割

動物愛護団体、ボランティア、NPO等には様々な考え方や活動の方針がありますが、実践方法論に違いはあっても、共通の理念として通じるところはあり、人と動物の共生する社会の実現は、総論的には多くの団体、個人に受け入れられるものと考えられます。

この連携が可能な部分で協働し、また、独自の活動の中での動物愛護管理施策への協力を重ねながら、県や市町村のパートナーとしての信頼関係の構築が期待されています。

公益社団法人奈良県獣医師会については、狂犬病予防体制の維持、動物愛護週間事業への協力、災害対策への協力、繁殖制限手術の普及等に、県や市町村と連携して当たっており、また令和元年の動物愛護管理法改正により、動物の虐待等が疑われる事例に関する通報が獣医師に義務化されるなど、専門的・技術的な分野において本計画の重要な役割を担っていくと考えています。



### 第3 第1次計画における取組状況と課題

平成20年度に策定した第1次計画において、7本の柱に対し31の施策を設け、人と動物の共生する社会の実現に向けて取り組んでまいりました。各施策の取組状況と課題は以下のとおりです。

#### 1 所有者の動物への責任、社会に対する責任の徹底

[取組状況]

- 動物の所有者には、動物を適正に飼養する「動物への責任」と、関係法令や地域社会のルールを守る「社会に対する責任」があります。これらを徹底させるため、ポスターやリーフレット等の啓発物品の作成配布や、講習会や啓発イベントなどを行い、特に適正飼養、繁殖制限、終生飼養の三原則について推進しました。
- 狂犬病予防に関する啓発については市町村や公益社団法人奈良県獣医師会と連携し、動物の遺棄・虐待については警察と連携するなど、法令の周知と徹底に努めました。

[課題]

- 飼養動物を原因としたトラブルの発生や、犬猫の引取り数、犬猫の殺処分数が多いことから、所有者に十分な知識と理解が得られるよう、更に普及啓発に努める必要があります。

#### 2 動物愛護センターにおける動物の適正な取扱い

[取組状況]

- 動物愛護センターを平成20年4月に開所し、施設面を整えるとともに、保管動物のケアの向上に努めました。また、平成23年6月には殺処分方法を従来の炭酸ガスまたは麻酔薬注射による安楽死から、すべて麻酔薬の個別注射に移行しました。
- 収容動物の抑留後の保管期間を平成20年当時の3日間から、1週間に延長し、所有者への返還の可能性を高めるよう努めました。  
また、「迷い犬・猫ゼロ運動」として、犬には法的義務である鑑札と狂犬病予防注射済票の装着を徹底させ、加えて、全ての飼い犬・飼い猫に名札をつけてもらうよう、ポスターや啓発カードを作成し、所有者明示を呼びかけました。

[課題]

- 「動物の適正な取扱い」が動物愛護管理事業すべての基礎となるため、動物愛護センターはその模範となるよう、収容施設における動物福祉や衛生的管理など、現在の取組を継続していくことが重要と考えます。

#### 3 教育機関との連携システムの構築

[取組状況]

- 教育委員会との連携により、県内小学校からモデル校を指定し、出前授業や遠足等により「いのちの教育プログラム」を展開し、動物福祉教育に努めました。

[課題]

- 教育機関等との連携を含め、年齢や学年に応じた「いのちの教育プログラム」の展開が必要と考えます。

#### 4 地域社会への啓発と協働体制の推進

[取組状況]

- 動物愛護センターを活用し、小学生を対象とした体験学習や、未就学児童への体験プログラムを実施し、幼少時代からの動物愛護精神の涵養を図るとともに、次世代への適正な動物の所有者の育成に努めました。
- 動物愛護センターを中心に、動物譲渡活動や譲渡候補動物の一時飼養を行うボランティアの参画を募り、協働体制を構築しました。ボランティアの方々には、県が実施する動物愛護フェスティバル等の啓発イベントにも参加いただき、協働して動物愛護の普及啓発及び収容動物の譲渡機会の拡大に努めました。
- 平成 27 年には動物愛護管理推進協議会を設置し、動物愛護と適正な飼養についての啓発などを行うボランティアである動物愛護推進員を委嘱しました。動物愛護推進員の方々には、個々に活動を行うだけでなく、県の譲渡活動や防災訓練などにも参加していただき、共に啓発に努めました。

[課題]

- ボランティアの育成及び円滑な活動のため、より充実した支援体制を構築していく必要があります。
- 飼い主のいない猫についても、地域社会との連携を深め、県民、市町村、関係団体との協力体制を視野に、取組を検討していく必要があります。

#### 5 動物取扱業の適正化、社会的責任の徹底

[取組状況]

- 動物取扱業者に対し、監視指導と動物取扱責任者研修を通じた情報の伝達を行いました。特に犬猫販売業者や大規模ブリーダー、いわゆるペットショップなどを重点施設とし、定期的な立ち入りによる監視指導を実施しました。また、動物取扱業への苦情相談等の情報に対しても、適時適切な監視指導に努めました。

[課題]

- 取り扱い動物の適正飼養と法令の遵守が徹底されるよう、事業者への情報提供及び指導に努めていく必要があります。
- 動物取扱業者を通じ、利用者に適正飼養、繁殖制限、終生飼養の三原則を広めていけるよう、連携していく必要があります。

#### 6 実験動物、産業動物への責任の徹底

[取組状況]

- 関係部局を通じ、情報の共有に努めました。

[課題]

- 今後も関係部局を通じ、動物愛護管理法に基づく基準等が実践されるよう、普及啓発が必要です。

## 7 県民と動物の安全の確保

### [取組状況]

- 狂犬病検査運用要領を定め、訓練を行いました。
- 大災害発生に備え、奈良市及び公益社団法人奈良県獣医師会と「災害時における動物救護活動の協力に関する協定」を締結しました。これに伴い、リーフレットの作成や、防災訓練への参加を通じ、ペットの災害対策に関する普及啓発に努めました。

### [課題]

- 狂犬病を含む、動物由来感染症に関する正しい知識の普及啓発が必要です。
- 災害発生時に迅速な対応が行えるよう、人とペットの災害対策ガイドラインの作成が必要です。また、動物の所有者へ動物の災害対策に関する情報を伝え、備えを促す取組が必要です。

## 第4 第2次計画における施策体系と施策

平成30年度からの第2次計画では、第1次計画での取組を検証し、施策体系を7本の柱から、①動物の適正な飼養及び管理の促進、②動物の愛護及び管理に関する普及啓発、③災害時における動物の適正な飼養及び保管、④行政機関、民間団体等との協力体制の構築の4本の柱に再構成しました。この4本柱に基づき15の施策を効果的に展開していくことで、人と動物の共生する社会の実現を図ります。

第1次計画に引き続き「人と動物の共生する社会の実現」を目指し、具体的にはこの計画に基づく15の施策を「動物と楽しく暮らせるみんなの街づくり」として効果的に展開していき、多様な意見、情報及び専門的知識を把握するとともに、動物愛護管理に関わる様々な主体に共通の行動指針となるよう努めました。各施策の取組状況と課題は以下のとおりです。

### 【施策体系と施策】

#### 1 動物の適正な飼養及び管理の促進

- [施策1-1] 犬の登録・狂犬病予防注射の徹底
- [施策1-2] 所有者明示(個体識別)の推進
- [施策1-3] 適正飼養、繁殖制限及び終生飼養の普及啓発の推進
- [施策1-4] 飼い主のいない猫を減少させる取組の実施
- [施策1-5] 収容された犬猫の譲渡の促進
- [施策1-6] 動物による危害の発生防止
- [施策1-7] 動物取扱業者への監視指導の徹底
- [施策1-8] 動物取扱業者による飼養者への啓発指導の推進
- [施策1-9] 実験動物及び産業動物における管理の適正化の徹底

#### 2 動物の愛護及び管理に関する普及啓発

- [施策2-1] 動物愛護センターを活用した体験学習の実施
- [施策2-2] 「いのちの教育プログラム」の展開

#### 3 災害時における動物の適正な飼養及び保管

- [施策3-1] 人とペットの災害対策ガイドラインの作成
- [施策3-2] 動物の災害対策に関する啓発物品の作成・配布、研修会の実施

#### 4 行政機関、民間団体等との協力体制の構築

- [施策4-1] ボランティアの育成、支援体制の構築
- [施策4-2] 関係機関との連携

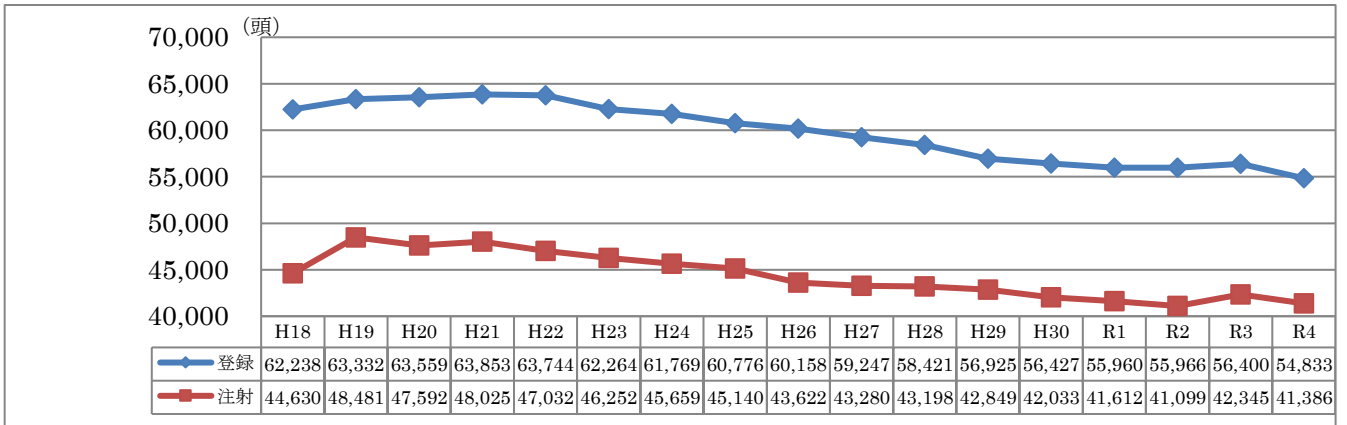
## 【施策体系】1 動物の適正な飼養及び管理の促進

### 【施策1-1】犬の登録・狂犬病予防注射の徹底

生後 91 日以上の子犬の所有者は、狂犬病予防法により犬の所在地の市町村への犬の登録及び狂犬病予防注射を行うことが義務付けられています。県は世界各国、特にアジア地域において多くの発生のある「狂犬病」が万一国内に侵入したときに、蔓延が防止できるよう、登録、注射の実施率の向上と個体識別措置の徹底化を図ります。

- 関係機関と協力し、登録・注射に関する必要性の啓発に努めます。
  - ・ 市町村による啓発
  - ・ 動物病院、獣医師会による啓発
  - ・ 動物取扱業者への指導と情報提供
  - ・ 保健所による啓発

#### 犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況



(奈良県文化・教育・くらし創造部消費・生活安全課調べ)  
表・グラフの数値には奈良市を含みます。  
(以下同様)

犬の飼い主は狂犬病予防法に基づき、飼い犬に対し年 1 回の狂犬病予防注射の接種、注射済票の装着をしなければなりません。県における犬の登録頭数は平成 21 年度をピークに、それ以降減少を続けています。令和 4 年度末においては 54,833 頭と、平成 18 年度比で約 11.8%減少しています。また犬の登録頭数に対する狂犬病予防注射接種率は令和 4 年度末において 75.5%です。しかし、未だに無登録の飼養者が存在することから、実質的な狂犬病予防注射接種率は世界保健機関 (WHO) が勧告する国内感染の拡大を防止することができる最低接種率 70%に達しないと思われます。

2017 年の WHO の推計によると、狂犬病により世界中で毎年約 59,000 人が死亡しています。狂犬病はいったん発症するとほぼ 100%が死に至る、危険な動物由来感染症のひとつです。

日本では狂犬病予防法が昭和 25 年に施行され、飼い犬の登録と狂犬病予防注射、野犬等の抑留が徹底されたことにより、狂犬病の発生は人では海外からの帰国者を除き昭和 29 年から、犬などの動物では昭和 32 年からありません。しかし、狂犬病は日本の周辺国を含む世界のほとんどの地域で依然として発生しており、近年、中国、インド、インドネシア等で狂犬病の発生が拡大していることを考えると、日本は常に侵入の脅威にさらされています。

### **[施策1-2]所有者明示(個体識別)の推進**

動物の所有者を明らかにすることで、犬、猫の突然の逸走や盗難に対応が可能となり、また、所有者の知らないところでの周辺への迷惑行為や、動物の遺棄の抑止も期待されることから、この所有者明示の有用性について普及啓発を図っていく必要があります。

令和元年の動物愛護管理法改正により、ブリーダーやペットショップ等の犬猫販売業者へのマイクロチップの装着と指定登録機関への情報登録が令和4年6月より義務化されました。また、指定登録機関にマイクロチップの情報を登録した犬・猫を購入したり、譲り受けた飼い主は氏名や住所などの情報の変更登録が必要となりました。マイクロチップを装着されていない犬猫の一般の飼い主に対しては、マイクロチップ装着は努力義務とされたことから、マイクロチップ制度が早期に定着するよう普及拡大に努め所有者明示を推進していきます。

所有者明示の普及は、返還数の増加、及び所有者不明による引取り数の減少につながります。これらにより殺処分数の削減を目指します。

- 個体識別の方法として、従来の「登録鑑札」、「予防注射済票」、「名札」等の装着を引き続き啓発するとともに、飼い主情報が確実に読み取れる「マイクロチップ」の装着について普及拡大に努め所有者明示を推進していきます。
- 装着器具や方法について、パンフレット等の配布や、動物愛護センターのドッグランでの啓発、イベント等におけるデモンストレーション等により普及啓発を実施していきます。

### **[施策1-3]適正飼養、繁殖制限及び終生飼養の普及啓発の推進**

近年、保健所に寄せられる動物に関する苦情については、これまでの野犬の横行や咬傷事故等と比較して、所有者のモラルの欠如やマナー不足による迷惑行為、多頭飼養に起因する周辺環境の悪化、不適正飼養に関するものの割合が多くを占めています。

令和元年の動物愛護管理法改正により、動物の所有者等の責務が明確化されたほか、令和2年の基本指針改正では、国民の動物に対する考え方が多様であることを前提に、社会規範としての動物の愛護及び管理に関する考え方や動物の取扱いに関する行為規範について、その整理と相互理解の醸成に向けた取組みの必要性が指摘されています。

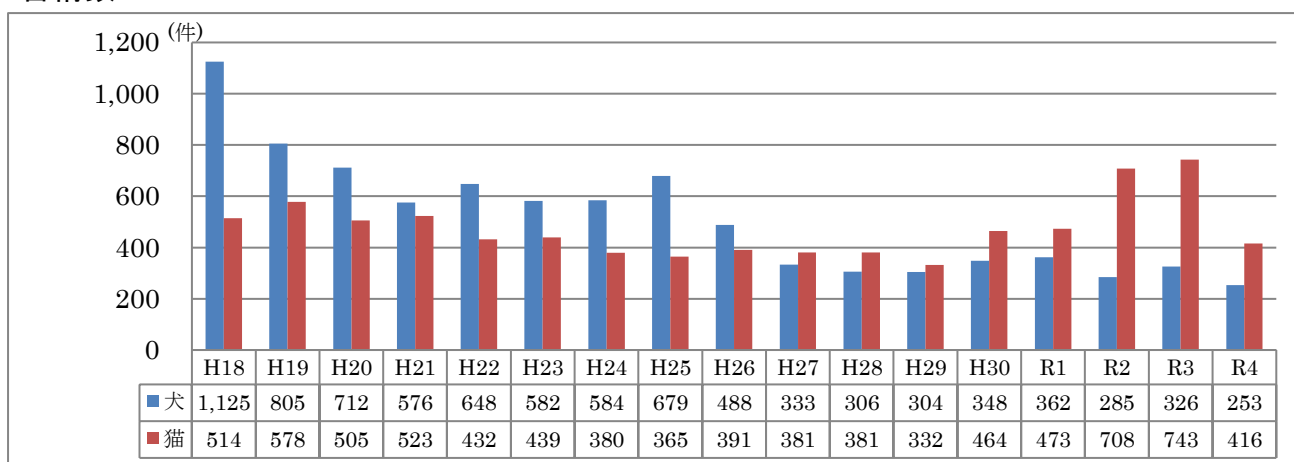
「適正飼養」を啓発することで、所有者一人ひとりに対し動物に関する知識をさらに深める必要があり、「終生飼養」はもちろんのこと、「繁殖制限」手術が個体にも社会的にも有用性が高いことの理解を広めなくてはなりません。

また、動物の「室内飼養」は、所有者にとって飼養動物との交流の時間の増加や疾病の早期発見等多くの利点があり、さらに社会的にも周辺住民への迷惑防止につながることから、これからも積極的に、普及啓発していくべきと考えます。

適正飼養、繁殖制限、終生飼養、これに加えて室内飼養の普及啓発により、引取り数の削減、及び殺処分数の削減を目指します。同時に苦情数の削減も期待できます。

- 県は、飼養動物を原因としたトラブルの発生を防止するために、所有者の社会的責任である動物と周辺環境への配慮に基づき、「適正飼養」、「繁殖制限」、「終生飼養」の三原則及び「室内飼養」を推進します。
- このため、市町村、保健所及び動物愛護センター、狂犬病予防注射会場、譲渡講習会、動物取扱責任者研修及び動物愛護団体との協働事業やイベント等のあらゆる機会を通じて普及啓発を実施します。
- 安易な動物の飼養・濫用を抑制するとともに、飼い主が飼養を継続できず保健所へ引取りについて相談があった際には、新たな飼い主探しを促し、また相当の事由を徹底して確認のうえ、真にやむを得ない場合に限り引取りを行うなど、引取り依頼に対して引続き法令に則した終生飼養の徹底を図ります。
- 動物の虐待・遺棄は、動物愛護管理法において禁じられており、令和元年の動物愛護管理法改正においては遺棄、虐待等に関する罰則の厳罰化も行われ、虐待、遺棄等に対しては引き続き警察や関係部局と連携し、迅速・的確に対処します。

## 苦情数

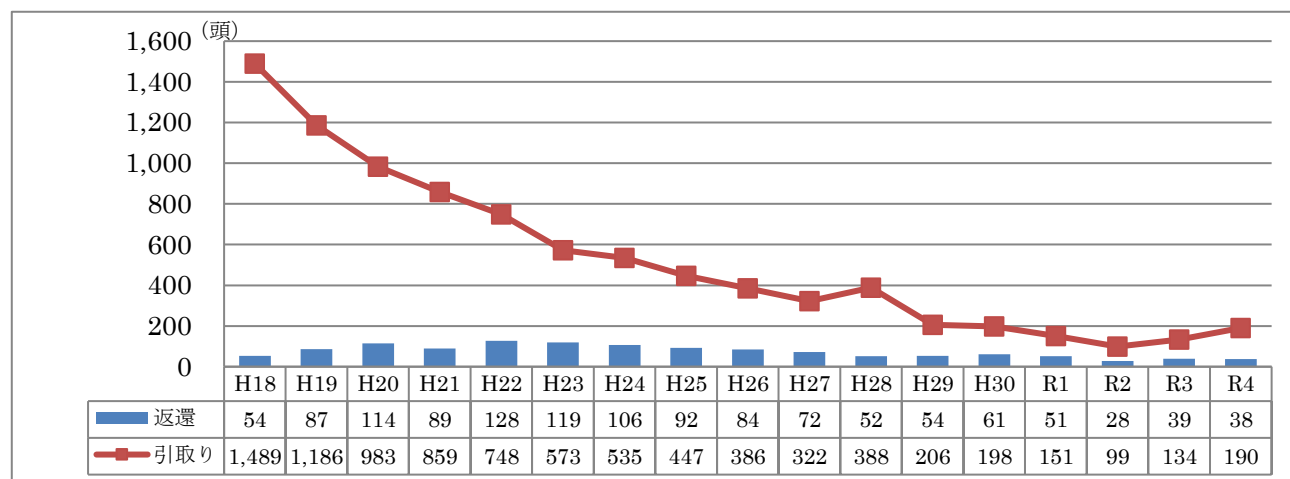


※不適正飼養、鳴き声、糞尿苦情など

犬に関する苦情数は平成 18 年度の 1,125 件から令和 4 年度の 253 件と、77.5%減少しています。また、苦情内容はこれまでの野犬の横行や咬傷事故等と比較して、所有者のモラルの欠如やマナー不足による迷惑行為、多頭飼養に起因する周辺環境の悪化、不適正飼育に関するものの割合が多くを占めています。これは、犬の社会的役割が番犬から愛玩動物に移行するに伴い、室内飼養の増加や、飼い主のマナー意識が向上したためと思われます。

猫に関する苦情数は平成 18 年度の 514 件から令和 4 年度の 416 件と約 19.1%の減少に留まりました。猫への餌やり行為などに関係した所有者不明猫による生活環境被害に対する相談が多く、地域トラブルに発展する危険性も高まっています。周辺に迷惑をかけないために環境整備を行ったり、繁殖制限により猫の数のコントロールを行うことが重要です。また、完全室内飼養をすることで、猫自身も交通事故や怪我、迷子になるリスクが格段に減り、結果として、終生飼養へとつながります。室内飼養や繁殖制限、終生飼養等について、一層普及啓発に力を入れることが必要です。

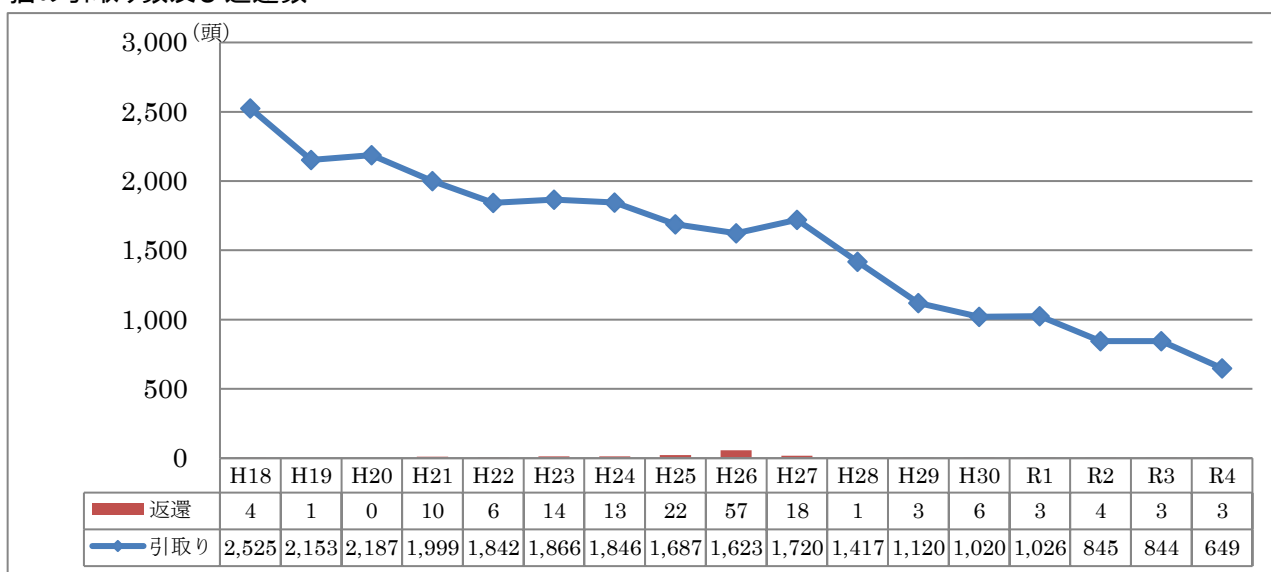
## 犬の引取り数及び返還数



犬の引取り数は、平成 18 年度の 1,489 頭から令和 4 年度の 190 頭へと、約 87.2%減少しています。これは、犬の繁殖制限や終生飼養の意識の高まり、飼い犬としての小型犬種のニーズの高まりに伴う室内飼養の増加等の飼養形態の変化によるものと思われます。

また、この内の返還数は平成 18 年度の 54 頭から令和 4 年度の 38 頭と減少傾向にありますが、返還率については、近年、若干の上昇傾向がみられました。令和 5 年度から収容犬猫の保管期間を 10 日間に延長し、所有者への返還の可能性をさらに高めるよう努めました。

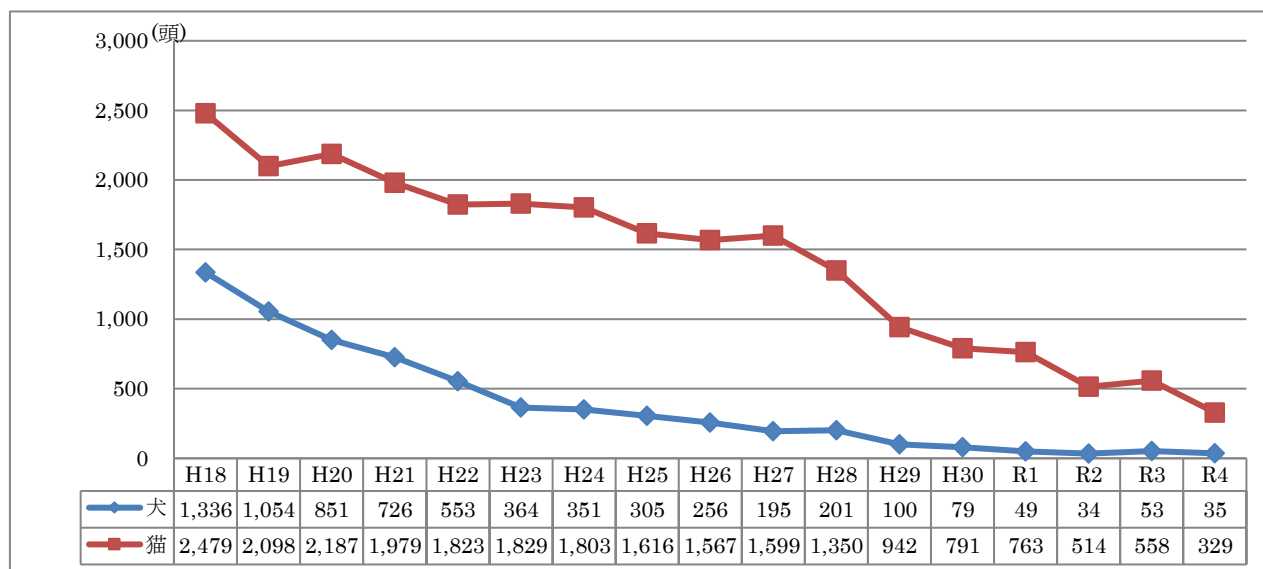
## 猫の引取り数及び返還数



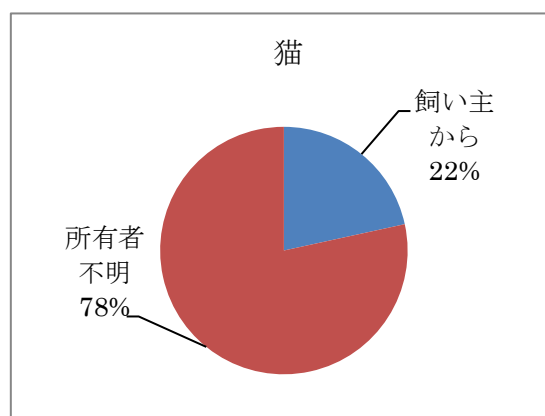
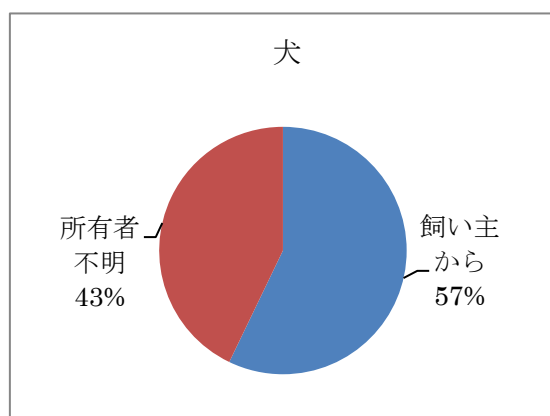
猫の引取り数は、平成 18 年度の 2,525 頭から令和 4 年度の 649 頭と、約 74.2%減少しています。これもまた、終生飼養や繁殖制限等が浸透してきた結果だと思われませんが、犬の引取り数の減少に比べ緩やかな変化となっています。表には示していませんが全体の 9 割が所有者不明の猫であり、更にその 8 割近くを幼猫が占めています。所有者不明の成猫は遺棄や逸走が主な要因だと思われませんが、所有者不明の幼猫はそのほとんどが生まれたての子猫であるため、野良猫や外飼い猫が野外で出産し、放置された結果だと考えられます。



### 犬・猫の殺処分数



### 殺処分された犬猫の引取り区分



(令和4年度データ)

犬の殺処分数は引取り数の減少により、平成18年度の1,336頭から令和4年度の35頭へと、約97.3%減少しています。これは、所有者への繁殖制限や終生飼養への意識向上の結果であると考えられるため、引き続き、これらの普及啓発活動に力を注ぎます。また、令和4年度の引取り全体に占める飼い主からの引取りの割合が6割近いことから、この普及により、一層の引取り数削減が期待できます。

猫の殺処分数は平成18年度の2,479頭から令和4年度の329頭へと、約86.7%減少しています。令和4年度の猫の引取り全体に占める所有者不明の猫の引取りの割合は約89.3%です。今後更に殺処分数を減少させるために、所有者不明の猫に対する施策が引き続き必要です。

#### [施策1-4] 飼い主のいない猫を減少させる取組の実施

多くの地域で飼い主のいない猫が存在し、生活環境の悪化や猫の不適正な取り扱いが社会的な問題となっています。それは、これらの猫について、立場の違う人たちがそれぞれの考えを持っていることに起因します。

このことについて、県では「動物と楽しく暮らせるみんなの街づくり」の観点から、猫を適正に取り扱うことで、生活環境の保全と飼い主のいない猫を減少させる取組みに、行政がどのような形で関わっていくのかを関係市町村と協議し、平成30年度から所有者不明猫TNR事業を開始しました。犬猫の殺処分のうち多くが所有者不明の生後間もない若い猫であることから、殺処分の削減を図るには、所有者不明猫の出産を抑えることが有効であると考え、平成30年度から令和4年度までの間、合計709頭の不妊去勢手術を実施しました（期間中に参画した市町村：15市町村）。

将来的に生まれる子猫の数を減少させることにより、猫の引取頭数の抑制、ひいては殺処分頭数の低減に繋がること、また、猫による生活環境被害等の低減に繋がることから、そのことに寄与するTNRの取組は、飼い主のいない猫を減少させる取組の一手法として有効と捉えています。

- パンフレットやポスター等により、「安易にエサを与えること」で爆発的に「数」が増えること、「迷惑猫」になってしまうこと、かえって猫が「不幸」になること（縄張り争い、病気、妊娠・出産等）を啓発していきます。
- 結果として、そのような猫の多くが、感染症や交通事故により路上で不幸な死を迎えていることを啓発していきます。
- 飼い主のいない猫に対して、不妊去勢手術により不幸な命の誕生を防ぐことができることを啓発していきます。
- 猫に関する苦情や、猫の路上死体の多い地域等に、集中的な啓発を行います。
- 飼い主のいない猫を減少させる取組の一手法として、市町村と協働してTNRの取組を支援していきます。

※ TNRとは

飼い主のいない猫の繁殖を抑え、自然淘汰で数を減らしていくことを目的に、捕獲(Trap)し、不妊去勢手術(Neuter)を施して元のテリトリーに戻す(Return)ことです。

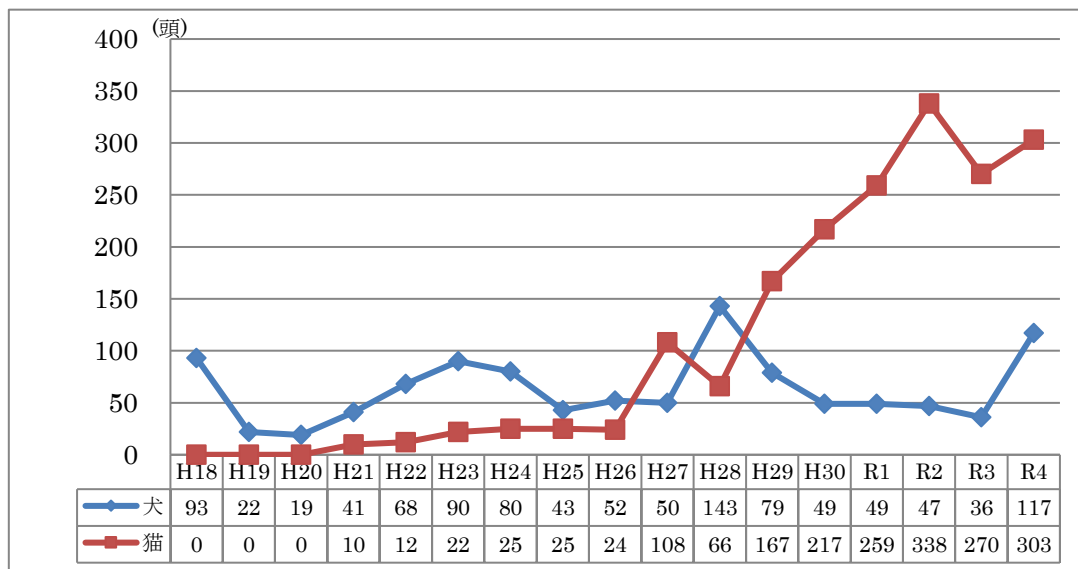
### [施策1-5] 収容された犬猫の譲渡の促進

犬猫の譲渡には3つの責任が伴います。譲渡される犬猫、譲渡を受ける飼い主、譲渡される犬猫が暮らすことになる地域社会、これら3者に対しての責任です。これら3者が全て幸せになる譲渡を目指していきます。

引き続き収容された犬猫の譲渡促進し、殺処分数の削減に努めます。

- 収容された犬猫を適正な飼い主へ譲渡する取組を一層推進していくため、民間団体等との協働・連携を拡大していきます。
- 譲渡活動そのものの認知度を上げるための啓発活動に努めます。
- 「奈良県団体等を介した動物の譲渡実施細目」を改正し、登録する団体等の基準の見直しにより、団体等の新規掘り起しに取り組み、譲渡の促進につなげます。

### 犬・猫の譲渡数



平成4年度から動物愛護センターの前身である桜井保健所動物指導管理事務所に飼養コーナーを設け、子犬のみの譲渡を行ってきました。平成20年度からは動物愛護センターの開所にともない、「適性のある動物を適正な飼い主へ」を合い言葉に、犬及び猫の譲渡事業を行っています。また、奈良市健康医療部保健所でも譲渡事業を行い、適正譲渡に努めています。近年の犬の譲渡数は引取り頭数が大幅に減少しているものの、譲渡促進の取組により目立った減少傾向はみられません。また、猫の譲渡数は平成29年度から増加傾向がみられました。犬猫の譲渡促進のため、平成26年度に団体等を介した譲渡、平成28年度に離乳期動物育成ボランティアの取組を開始しました。

## 【施策1-6】動物による危害の発生防止

犬による咬傷事故が毎年発生しています。飼い主責任の徹底は当然のことですが、不用意に動物に近づくなど、動物に対する警戒心が薄れている側面もあります。また、動物には感染症を伝播する危険もあり、ペット等から感染する動物由来感染症の予防とまん延防止のためには、正しい知識と最新の情報を持つことが大切です。

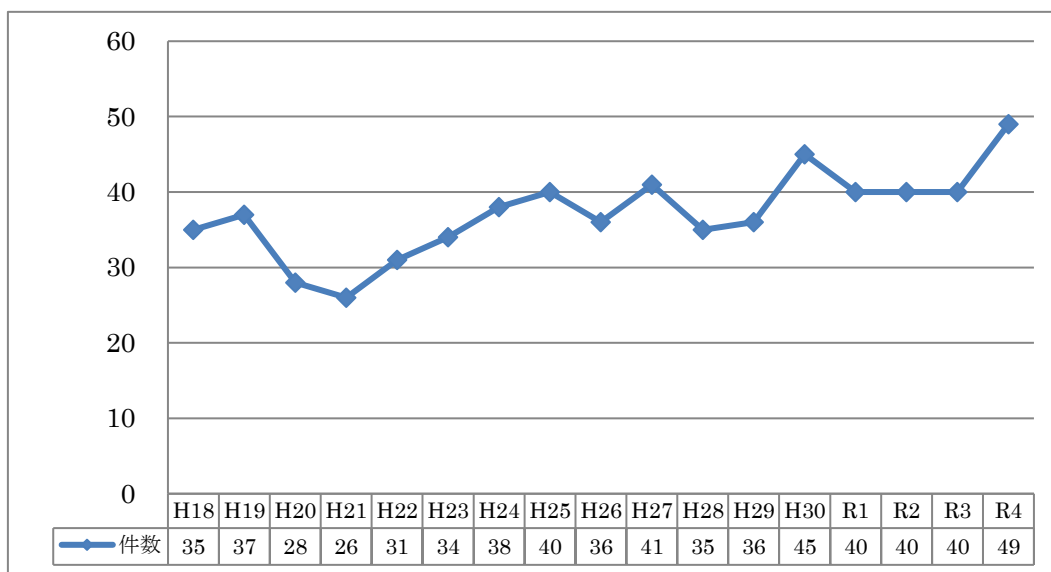
また、動物からの直接的な危害だけでなく、犬や猫の多頭数飼養に起因して周辺的生活環境が損なわれる間接的な危害も散見されます。

特定動物の飼養者は、当該動物の逸走や災害等による飼養施設の崩壊等を想定した緊急事態に対応することのできる体制を整備しておく必要があります。

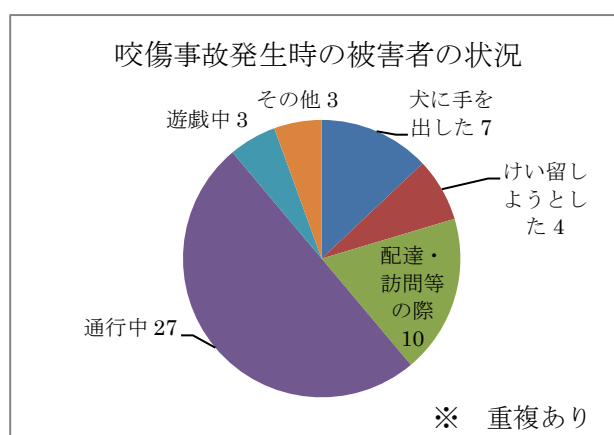
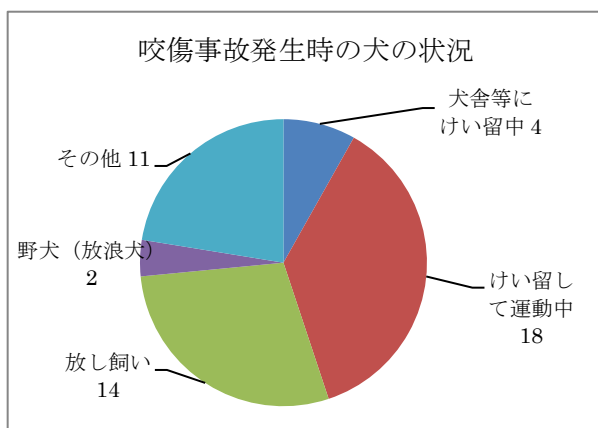
令和元年の動物愛護管理法改正により、令和2年6月以降、特定動物の愛玩目的での飼養又は保管が禁止されるとともに、交雑種も第一世代までは特定動物の範囲とされ規制対象に追加されたことについて、周知を推進し、これらが遵守されるよう飼養者に対する継続的な指導を行っています。

- 周辺住民への危害発生を防止する対策として、飼い犬による咬傷事故の発生を低減するために、係留義務や逸走防止措置等、所有者への啓発指導を行うと共に、特に子供たちに身を守るすべとして、動物との接し方を伝える「犬とのふれあい方教室」を実施していきます。
- 狂犬病を含む、動物由来感染症に関する正しい知識の普及啓発に努めます。
- 特定動物については、引き続き定期的な監視指導を行い、災害対策を含めた安全対策の徹底を飼養者に求めます。
- 特定動物を販売する動物取扱業者に対し、販売先の飼養・保管許可の有無について確認するだけでなく、飼養保管方法等に関する適切な説明を実施するよう指導していきます。

### 犬による咬傷事故数



### 咬傷事故発生時の犬の状況、及び被害者の状況



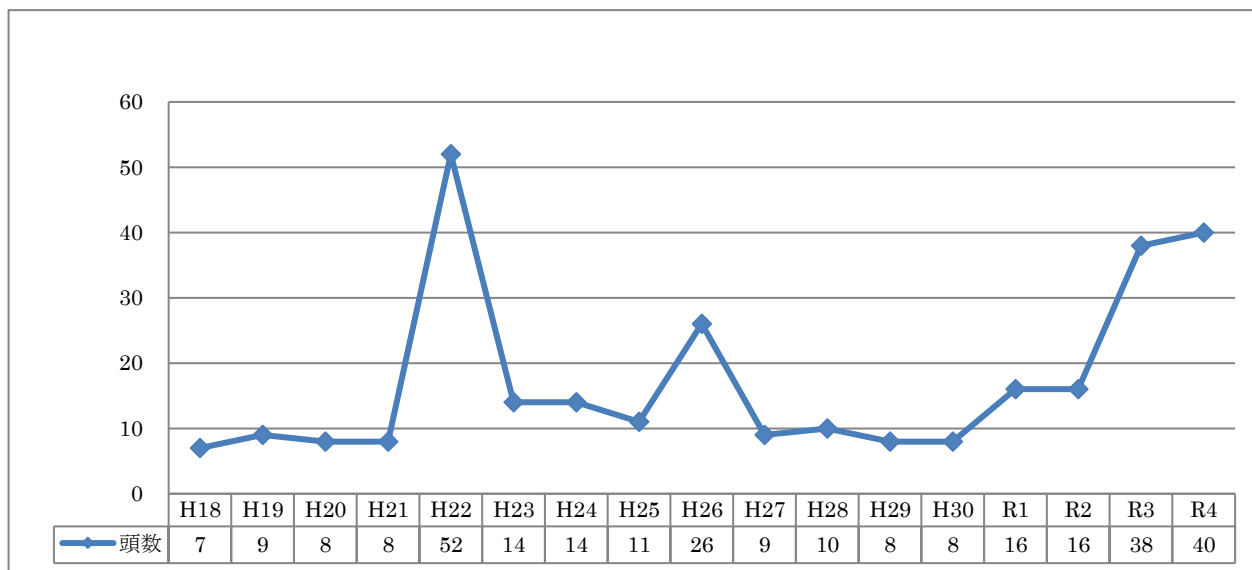
### 咬傷事故発生場所

犬舎等の周辺	公共の場所	その他
10	37	2

(令和4年度データ)

平成18年から令和4年の17年間、毎年40件前後もの犬による咬傷事故が、年次ごとにあまり差は無く発生しています。特に、公共の場所で飼い主の管理が不十分だったため起こるケースが多く見られます。犬の所有者に対し、動物を飼う社会的責任を十分に自覚し、適正飼養の必要性を引き続き啓発していかなくてはなりません。また、所有者だけでなく、すべての県民を対象に、適切な犬との接し方を啓発する必要があります。なお、これらの啓発は、動物愛護推進員等による地域に密着したアドバイス、指導等も有効です。

### 特定動物飼養保管許可数



特定動物の飼養又は保管をする場合は許可が必要です。その許可件数は、令和4年度末時点で県下全域に16施設あり、飼養頭数は合わせて40頭、内訳は以下の表のとおりです。

### 特定動物の飼養保管状況

種類	哺乳類			鳥類	爬虫類			
	霊長目	食肉目	食肉目	たか目	かめ目	トカゲ目	わに目	
	おながざる科	ねこ科	くま科	たか科	かみつきがめ科	にしきへび科	アリゲーター科	クロコダイル科
頭数	1	1	1	1	14	3	12	8

(令和4年度末状況)

#### ○ 特定動物とは

トラ、タカ、ワニ、マムシなど、人の生命・身体・財産に害を与えるおそれのある動物のことです。動物愛護管理法に基づき、約650種（哺乳類・鳥類・爬虫類）が定められています。

### **[施策1-7]動物取扱業者への監視指導の徹底**

令和元年の動物愛護管理法改正に伴い、動物取扱業者における新たな規制が強化されました。このような背景を踏まえて、動物取扱業のより一層の適正化を図るため、新たな制度の着実な運用を図る必要があります。

具体的には、動物取扱業の登録拒否規定の追加や犬猫等を販売する場合の対面説明する場所を事務所に限定（令和2年6月施行）、ケージの大きさや従業員当たりの飼養数など具体的な飼養管理基準の設定、出生後56日を経過しない犬・猫の販売規制（令和3年6月施行）、犬猫販売業者等に対するマイクロチップの装着・登録の義務付け（令和4年6月施行）等、大幅な規制強化が図られました。

また、営利性を伴わない第二種動物取扱業においても、第一種動物取扱業と同様の飼養管理基準が準用されることとなりました。

これらが遵守されるよう、県及び中核市による制度の周知や指導及び監視の強化、規制の実効性の確保のため計画的・効果的な監視指導が必要です。

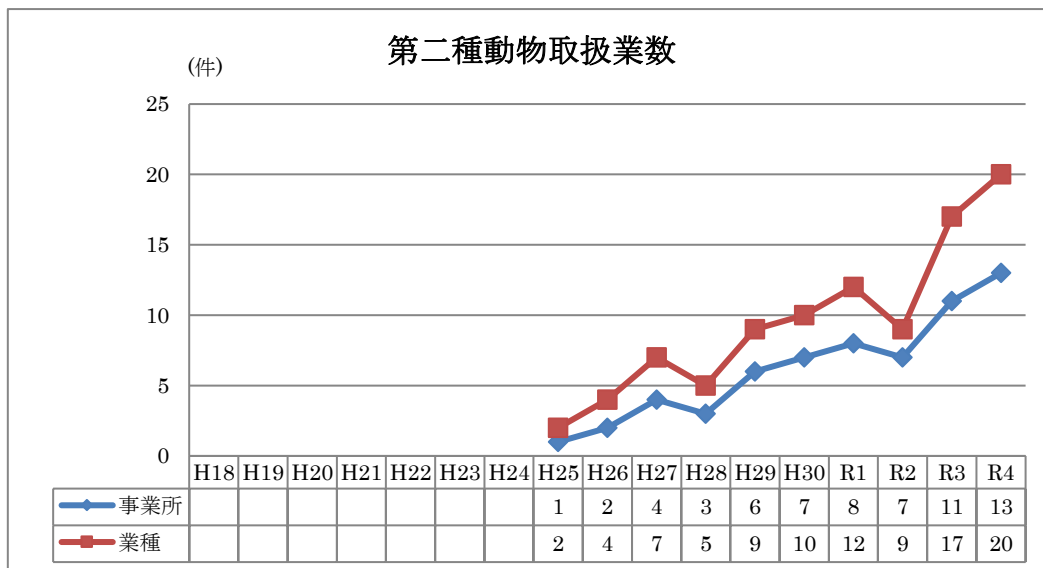
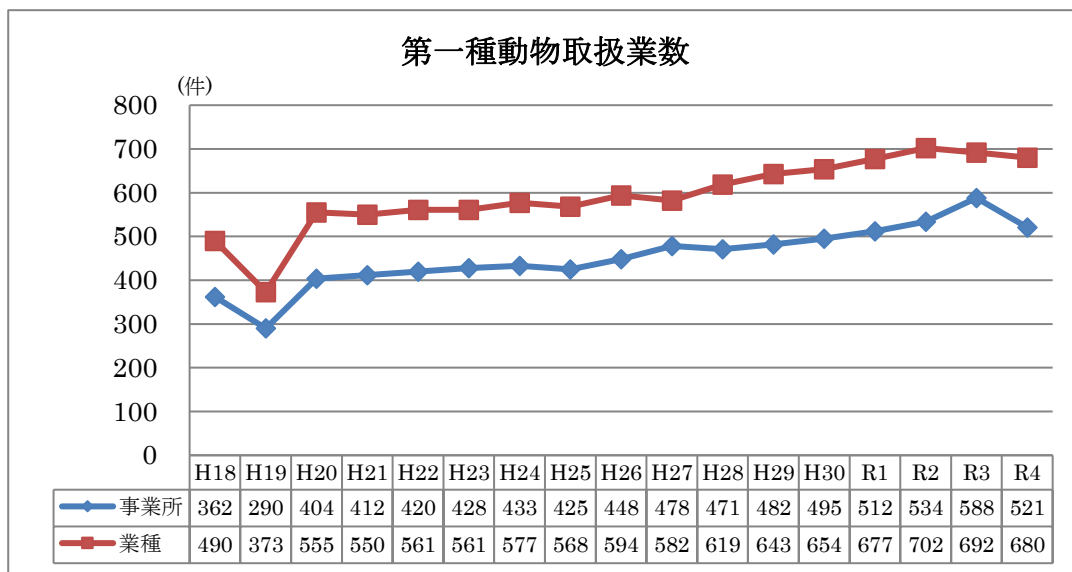
- 犬猫販売業者や大規模ブリーダー、または過去に苦情相談などのあった動物取扱業者を重点施設とし、定期的な監視指導を行っていきます。
- 動物取扱業者に関する苦情相談に対して、適時適切な監視指導に努めます。

### [施策1-8]動物取扱業者による飼養者への啓発指導の推進

動物の適正な飼養を社会全体として確保していくため、動物取扱業者は飼養者に対して、飼う前・飼い始めてからの必要な知識について十分な説明をするなど、動物を取り扱うプロとして主体的に取り組む責任と役割を担うことが求められています。

- 動物取扱責任者研修や監視などの機会を捉えて、動物取扱業者自らが、事業所を利用する飼養者に対して、飼う前、飼い始めてから必要な知識について、十分な説明をするよう指導していきます。

#### 動物取扱業数



動物取扱業には第一種(営利)と第二種(非営利)があり、第一種には販売・保管・貸出し・訓練・展示・競りあわせん業・譲受飼養業の7業種があります。第二種には譲渡し・保管・貸出し・訓練・展示の5業種があります(第二種の届出制度は平成25年度開始)。業種ごとに登録または届出しなければならないことになっており、令和4年度では第一種動物取扱業は521事業所、680業種が登録されており、第二種動物取扱業は13事業所、20業種の届出があります。



### **[施策1-9]実験動物及び産業動物における管理の適正化の徹底**

生命科学・医学等の進展や開発のための実験動物や畜産業において生産される産業動物は、その目的に応じて適切な飼養管理が求められており、管理者等はその対策を講じていますが、動物愛護管理の観点からの飼養実態については十分に把握されていないのが現状です。

そのため、関係部局や関連団体等と連携し適正な飼養が行われることを目指します。

- 関係部局と連携し、県内の実験動物及び産業動物の所有者に対して「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」や「産業動物の飼養及び保管に関する基準」に基づき、管理の適正化を図ります。

## 【施策体系】2 動物の愛護及び管理に関する普及啓発

### 【施策2-1】動物愛護センターを活用した体験学習の実施

夏期・冬期などの長期休みを利用して、幼少時代からの動物愛護精神の涵養を図るとともに次世代への適正な動物の所有者の育成に努めます。

動物愛護センターに多くの児童等に来場していただき、学習プログラムや体験活動等を通して動物愛護思想を啓発、推進していきます。

- 動物愛護センターの譲渡候補犬や猫の飼育体験やトレーニング体験等により、年齢に応じて適正飼養や動物との暮らしの楽しさを体感できるプログラムを実施します。

### 【施策2-2】「いのちの教育プログラム」の展開

子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むため、命の大切さを考えさせ「生きる力」を育成する「いのちの教育」を実施する小学校の取り組みを支援していきます。

また、中高生に向けてのプログラムにおいても、多くの学校で実施できるよう検討して行きます。

- 教育機関と連携を深め、成長過程に応じた「いのちの教育プログラム」を展開していきます。
- 人と動物が共生する社会づくりの担い手の育成に努めていきます。

### 教育機関等との連携数

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
遠足等来園団体数		157	186	192	178	194	147	167	130	98	135	151
いのちの教育実施校数		20	40	45	58	60	77	84	90	85	89	111
内訳	小学生プログラム	20	40	45	45	49	61	64	71	78	81	88
	中高生プログラム				13	11	16	20	19	7	8	23

うだ・アニマルパークへの遠足や校外学習等を対象に、様々な角度から動物に関する学習、体験を通じた動物愛護の普及啓発プログラムを提供し、年間を通して多くの学校、団体に活用されています。

平成24年度から、教育委員会と協力し県内小学校からモデル校を指定し、出前事業や遠足等を行う小学生向けプログラムも実施しています。平成29年度からは、小学校教諭が自校で小学生向けプログラムを実施できるよう、教材の貸し出しを行っています。また平成27年度からは、職場体験参加学生を対象に、中高生プログラムを実施しています。

## 【施策体系】3 災害時における動物の適正な飼養及び保管

### 【施策3-1】人とペットの災害対策ガイドラインの作成

地震などの災害発生時には、被災者の救護とともに、動物の救護や危害防止の観点から、被災動物やその飼養者に対する支援や救護体制の確立、特定動物の逸走防止等の対策が必要となります。

平成28年5月に奈良県、奈良市及び公益社団法人奈良県獣医師会は、県域において大規模な災害が生じたときに実施する動物救護活動の協力に関して「災害時における動物救護活動の協力に関する協定書」を締結しました。

県では、令和2年1月に災害時において、被災地における動物救護事業を実施し、被災動物やその飼養者等に対して必要な支援を行うために、「奈良県動物救護本部設置要綱」を定めました。また、令和2年4月には、奈良県避難所運営マニュアルの中で取り上げられているペット対策について、避難所の開設・運営の参考としていただきたい事柄をまとめた「避難所におけるペット受け入れ検討の手引き」を作成し、各市町村へ配布しました。

平成30年3月に、国は動物に対し多様な価値観を有する人々がともに災害を乗り越えることを支援するため「人とペットの災害対策ガイドライン」を作成しており、県及び市町村はこの考え方に即して、災害発生時に迅速な対応がとれるよう、関係機関と対応を検討します。

- 人とペットの災害対策ガイドライン（奈良県版）を作成します。
- 災害発生時において、被災動物やその飼養者に対する支援や救護体制を確立するため、災害時の動物救護に係る体制強化を図ります。
- 県総合防災訓練等において、避難所におけるペットの同行避難の受入訓練を実施し、自治体職員や地域住民に災害に備えたペットの対策についての理解と普及・啓発を行います。

### 【施策3-2】動物の災害対策に関する啓発物品の作成・配布、研修会の実施

平時よりリーフレットなどを用いた啓発に努め、ペットの飼養者や動物取扱業者などへ自助努力を促します。また、ペットの災害対策に関する研修会や、県と企業との連携による民間の商業施設での啓発イベント等を実施し、ペット飼養者が備えるべき事柄について情報提供していきます。

- ペットの災害対策啓発物品を作成、配布します。
- ペットの災害対策をテーマとする研修会を開催します。

## 【施策体系】4 行政機関、民間団体等との協力体制の構築

### 【施策4-1】ボランティアの育成、支援体制の構築

動物愛護センターを中心に、ボランティアの方々と譲渡活動や適正飼養の普及啓発を協働して進めていく体制を整えます。

- 譲渡や適正飼養、普及啓発活動など、ボランティアの活動実態を踏まえ、活動しやすい連携の仕組みを構築します。
- 県が開催するイベントや研修などへの参加や、ボランティア活動での使用を想定した啓発ツールの提供を行います。
- 災害対策や啓発に関わるボランティアの育成・支援に努めます。
- 団体等を介した動物の譲渡事業及び離乳期動物育成ボランティアの取組の活用により、今後も譲渡が進むよう、一層充実させていきます。

### 【施策4-2】関係機関との連携

市町村や、動物の遺棄・虐待等犯罪を取り締まる立場にある警察などとの連携を深め、動物愛護管理行政全体の一層の推進を図ります。

- 市町村との連携  
住民により身近な市町村において、行政が抱える動物に起因する生活環境問題など、地域の情報や認識を共有し、協働して対応・指導に当たります。  
また、動物愛護に関する普及啓発に関しても協働して行うことで、殺処分数の削減を図ります。
- 教育委員会との連携  
「いのちの教育」の展開において、教育の専門家である教育委員会と連携し、成長過程に応じた「いのちの教育プログラム」を研鑽し、人と動物が共生する社会づくりの担い手の育成に努めていきます。
- 警察との連携  
動物の遺棄・虐待を防止するため、警察と協働して普及啓発に努めていきます。また、動物による危害の発生に対しても、協働して防止に努めます。
- 公益社団法人奈良県獣医師会との連携  
動物の診療及び保健衛生の指導を行う公益社団法人奈良県獣医師会と連携して、動物の適正飼養の普及啓発に努めます。また、災害対策においても協働し、ガイドラインや普及啓発資料の作成などを行います。
- 動物愛護団体、ボランティア等との連携  
動物愛護や適正飼養の普及啓発、譲渡活動、災害対策の普及啓発などの活動を行うボランティアと連携し、県民への普及啓発や犬猫譲渡の拡大に努めます。

#### 連携ボランティア数

	制度開始年度	登録（委嘱）数
団体等を介する動物譲渡事業 登録団体等	平成 26 年度	4 (内 2 は団体)
動物愛護推進員	平成 27 年度	1 8
飼養ボランティア	平成 28 年度	3 8 (登録希望者数)

(令和 4 年度末状況)

## 第5 第2次計画の評価指標及び数値目標

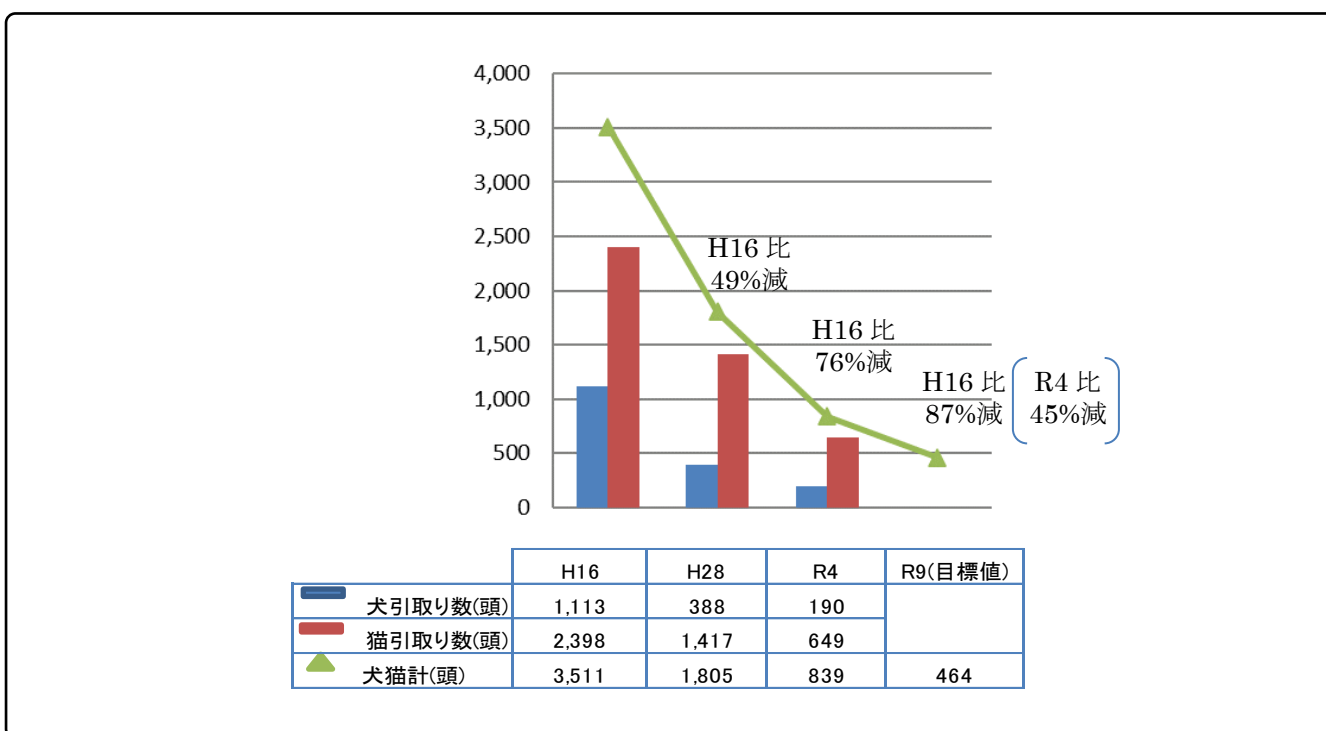
第2次計画では、「人と動物の共生する社会の実現」に向けて、本計画に基づく15の施策を効果的に展開していき、これらの施策を進めることで、犬猫の引取り数及び殺処分数、犬猫の苦情数の削減を目指し、評価指標及び令和4年度の数値目標を設定しました。

今回、第2次計画の策定後5年が経過したことから、新たに令和9年度の数値目標を設定します。

### 指標1 犬猫の引取り数

当初目標として、計画の中間年となる令和4年度引取り数の目標値を平成16年度比75%削減(878頭)としたところ、令和4年度引取り数は平成16年度比76%削減(839頭)であり、当初目標を達成しました。

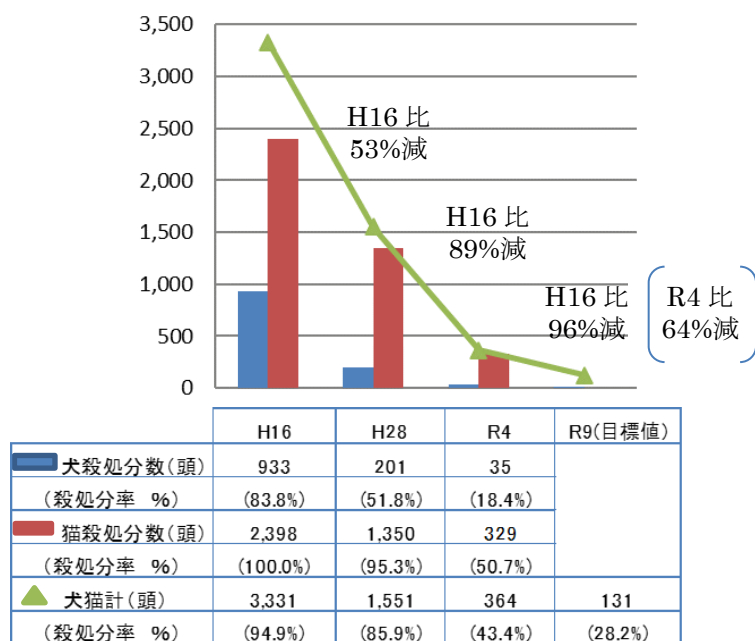
中間見直しにおいては、平成28年度から令和4年度間の削減ペース(5年あたりで45%削減)を維持することにより、令和9年度引取り数の目標値を平成16年度比87%削減(464頭)とします。



### 指標2 犬猫の殺処分数

当初目標として、計画の中間年となる令和4年度殺処分数の目標値を平成16年度比80%削減(667頭)としたところ、令和4年度殺処分数は平成16年度比89%削減(364頭)であり、当初目標を達成しました。

中間見直しにおいては、平成28年度から令和4年度間の削減ペース(5年あたりで64%削減)を維持することにより、令和9年度殺処分数の目標値を平成16年度比96%削減(131頭)とします。

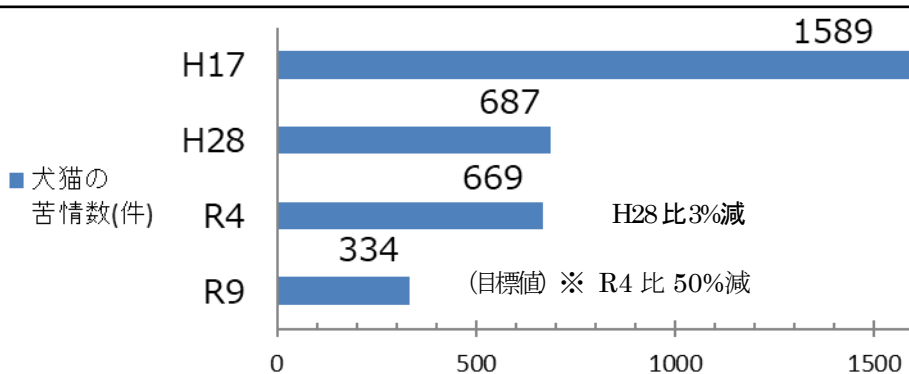


### 指標 3 犬猫の苦情数

当初目標として、計画の中間年となる令和 4 年度苦情数の目標値を平成 28 年度比 50%削減(343 件)としたところ、令和 4 年度苦情数は平成 28 年度比 3%削減(669 件)に留まり、当初目標を達成できませんでした。

中間見直しにおいては、令和 9 年度犬猫の苦情数の目標値を令和 4 年度比 50%削減(334 件)とします。

苦情数の推移については、動物愛護意識の向上、住民と行政との関わり方、情報発信手段の多様化などの社会情勢の変化が影響していると思われるため一概に評価することは難しいですが、引き続き削減を目指すとともに、苦情内容については今後の課題検討の材料としていきます。



※不適正飼養、鳴き声、ふん尿苦情など